

昭和二十五年法律第二百八十九号

鉱業法

目次

第一章 総則（第一条—第十条）	第二章 鉱業権
第一節 通則（第十一条—第二十条）	第一節 鉱業権の設定
第二節 鉱業権の設定	第一款 出願による鉱業権の設定（第二十一条—第三十七条）
第二款 特定開発者の選定による鉱業権の設定（第三十八条—第四十二条）	第二款 鉱業権の変更等（第四十三条—第五十八条）
第三節 鉱業権の変更等（第四十三条—第五十八条）	第四節 鉱業権の登録（第五十九条—第六十一条）
第四節 鉱業権の登録（第五十九条—第六十一条）	第五節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）
第五節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）	第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）
第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）	第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）
第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）	第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）
第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）	第九章 罰則（第一百四十七条—第一百五十二条）
第九章 罰則（第一百四十七条—第一百五十二条）	附則

第一条 この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。（国の機能）	第二章 鉱業権
第二条 国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。（適用鉱物）	第一節 総則
第三条 この条において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、（分離鉱物の帰属）	第二節 鉱業権
第四条 鉱業権の登録（第五十九条—第六十一条）	第三節 鉱業権の設定
第五章 土地の使用及び収用（第一百一条—第一百八条）	第四節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）
第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）	第五節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）
第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）	第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）
第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）	第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）
第九章 罰則（第一百四十七条—第一百五十二条）	第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）
附則	第九章 罚則（第一百四十七条—第一百五十二条）

第一条 この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。（国）	第二章 鉱業権
第二条 国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。（適用鉱物）	第一節 総則
第三条 この条において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、（分離鉱物の帰属）	第二節 鉱業権
第四条 鉱業権の登録（第五十九条—第六十一条）	第三節 鉱業権の設定
第五章 土地の使用及び収用（第一百一条—第一百八条）	第四節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）
第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）	第五節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）
第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）	第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）
第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）	第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）
第九章 罰則（第一百四十七条—第一百五十二条）	第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）
附則	第九章 罰則（第一百四十七条—第一百五十二条）

第一条 この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。（国）	第二章 鉱業権
第二条 国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。（適用鉱物）	第一節 総則
第三条 この条において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、（分離鉱物の帰属）	第二節 鉱業権
第四条 鉱業権の登録（第五十九条—第六十一条）	第三節 鉱業権の設定
第五章 土地の使用及び収用（第一百一条—第一百八条）	第四節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）
第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）	第五節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）
第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）	第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）
第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）	第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）
第九章 罰則（第一百四十七条—第一百五十二条）	第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）
附則	第九章 罰則（第一百四十七条—第一百五十二条）

第一条 この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。（国）	第二章 鉱業権
第二条 国は、まだ掘採されない鉱物について、これを掘採し、及び取得する権利を賦与する権能を有する。（適用鉱物）	第一節 総則
第三条 この条において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、（分離鉱物の帰属）	第二節 鉱業権
第四条 鉱業権の登録（第五十九条—第六十一条）	第三節 鉱業権の設定
第五章 土地の使用及び収用（第一百一条—第一百八条）	第四節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）
第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）	第五節 鉱業の実施（第六十二条—第七十条）
第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）	第六章 鉱害の賠償（第一百条の二—第一百条の三）
第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）	第七章 審査請求等（第一百二十六条—第一百三十一条）
第九章 罰則（第一百四十七条—第一百五十二条）	第八章 補則（第一百三十六条—第一百四十六条）
附則	第九章 罰則（第一百四十七条—第一百五十二条）

4 第二項の申請は、経済産業省令で定める手続に従い、存続期間の満了前三箇月以上六箇月以内にしなければならない。

**第十九条** 経済産業大臣は、前条第二項の申請があつた場合においては、試掘権者が次の各号に該当するときでなければ、延長の許可をしてはならない。

一 誠実に探鉱をした事実が明らかであると認めるとき。

二 鉱床の状態を確認するため更に探鉱を継続する必要があると認めるとき。

三 当該申請に係る試掘権について現に鉱区税の滞納（天災その他やむを得ない事由によるもの）を除く。以下同じ。をしていないとき。

**第二十条** 第十八条第二項の申請があつたときは、試掘権の存続期間の満了の後でも、その申請が拒否されるまで、又は延長の登録があるまでは、その試掘権は、存続するものとみなす。

### 第二節 鉱業権の設定

#### 第一款 出願による鉱業権の設定

(設定の出願)

**第二十一条** 鉱業権（特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。）の設定を受けようとする者は、経済産業大臣に出願して、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による出願をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、引受時刻証明の取扱いとした第一種郵便物その他の経済産業省令で定める方法により、次に掲げる事項を記載した願書に区域図を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 出願の区域の所在地
- 二 出願の区域の面積
- 三 目的とする鉱物の名称
- 四 氏名又は名称及び住所

同一の地域において二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、各種の鉱物ごとに第一項の規定による出願をしなければならない。但し、同種の鉱床中に存する二種以上の鉱物を掘採しようとするときは、この限りでない。

(鉱床説明書)

**第二十二条** 前条第一項の規定により採掘権の設定を受けようとする者は、同項の規定による出願と同時に、出願の区域について目的とする鉱物の鉱床の位置、走向、傾斜、厚さその他鉱床の状態を記述した鉱床説明書を提出しなければならない。

2 前項の鉱床説明書には、同項の事項の外、予想される鉱害の範囲及び態様について記述しなければならない。

(共同鉱業出願人)

**第二十三条** 「一人以上共同して鉱業出願をした者（以下「共同鉱業出願人」という。）は、経済産業省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出がないときは、経済産業大臣は、代表者を指定する。

前二項の代表者の変更は、経済産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

代表者は、国に対して共同鉱業出願人を代表する。

共同鉱業出願人は、組合契約をしたものとなす。

(都道府県知事との協議)

**第二十四条** 経済産業大臣は、鉱業出願があつたときは、関係都道府県知事（国の所有する土地については、当該行政機関）に協議しなければならない。

(土地の所有者の意見書)

**第二十五条** 地表に近い部分に存する鉱物について第二十一条第一項の規定による採掘権の設定の出願（以下「採掘出願」という。）があり、その鉱物の掘採により土地の利用を妨害すると認めるとときは、経済産業大臣は、採掘出願をした土地の区域（以下「採掘出願地」という。）に係る土地（國の所有するものを除く。）の所有者に出願があつた旨を通知し、相当の期限を付して意見書を提出する機会を与えなければならぬ。

経済産業大臣は、前項の出願をした者に対し、相当の期限を付して採掘出願地に係る土地の所有者の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提出を命ずることができる。

(設備設計書)

**第二十六条** 経済産業大臣は、鉱害を防止する方法を調査するため必要があると認めるときは、そぞれの重複する部分については、願書の発送の日時起算して事業の設備に関する設計書の提出を命ずることができるもの。

(優先権)

**第二十七条** 鉱業出願をした土地の区域（以下「鉱業出願地」という。）が重複するときは、そぞれの重複する部分については、願書の発送の日時起算して事業の設備に関する設計書の提出を命ずることができる。

2 第二十二条第一項の規定による試掘権の設定について優先権を有する。

3 地の区域（以下「試掘出願地」という。）をした十日以内に、試掘出願地とが重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、その重複する部分については、採掘出願をした者（以下「採掘出願人」という。）が優先権を有する。

4 試掘出願地が重複し、又は採掘出願地が重複する場合において、願書の発送の日時が同一であるときは、経済産業大臣は、公正な方法でくじを行い、優先権者を定める。

（採掘出願の日時）

第二十八条 試掘出願をした者（以下「試掘出願人」という。）がその試掘出願地と重複してその目的となつてある鉱物を同種の鉱床中に存する鉱物を目的として試掘出願をしたときは、その重複する部分については、試掘出願をしなかつたものとみなし、試掘権の設定の願書の発送の日時に採掘出願をしたものとみなす。ただし、前条第二項の場合においては、この限りでない。

2 前項本文の規定は、採掘出願人がその採掘出願地と重複してその目的となつてある鉱物を同種の鉱床中に存する鉱物を目的として試掘出願をした場合に準用する。ただし、当該試掘権者がその鉱区と重複して採掘出願をし、その試掘権の消滅後更に試掘出願をしたときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、第三十一条第一項、第三十二条第一項又は第三十三条第一項の規定による命令を受けた場合における期限経過後の出願には、適用しない。

（許可の基準）

第二十九条 経済産業大臣は、第二十二条第一項の規定による出願が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その出願を許可してはならない。

1 その出願に係る鉱業出願人が鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経営的基礎及び技術的能力を有すること。

2 その出願に係る鉱業出願人が十分な社会的信用を有すること。

3 その出願に係る鉱業出願人が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第六十条（司法第三十三条）

第二項、第三十四項又は第三十五条の規定による命令の違反に係る部分に限る。)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

四 口 第五十五条の規定により鉱業権を取り消され、又は第八十三条第一項の規定により租鉱権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のうちにイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

五 その出願に係る鉱業出願地が第三十八条第一項の規定により指定された特定区域(特定区域の変更があつたときは、その変更後のものとし、その願書の発送の時の属する日以前に、同条第七項の規定により公示されたものに限る。)と重複しないこと。

六 その出願に係る試掘出願地が願書の発送の時ににおいてその目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複しないこと。

七 ハ その目的とする鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の自己の試掘鉱区と重複する場合において、その重複する部分で、なお試掘を要すること。

八 その出願に係る鉱業出願地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

八 貯留区域等(二酸化炭素の貯留事業に関する法律(令和六年法律第二号)第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。)の直上の区域と重複し、又は隣接する場合には、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

ける鉱物の掘採が他人の貯留事業等（同法第三条第一項に規定する貯留事業等をいう。以下同じ。）の実施を著しく妨害するものでないこと。

九 その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

十 前各号に掲げるもののほか、その出願に係る鉱業出願地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

経済産業大臣は、次の各号に掲げる場合については、出願の願書の発送の時が当該各号に定める期間を経過した後でなければ、その出願を許可してはならない。

一 試掘権がその存続期間の満了前に消滅し、又は試掘鉱区の減少があつた場合において、その試掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする試掘出願が許可してはならない。

二 採掘権が第五十五条の規定により取り消された場合において、その採掘権を取り消された者以外の者による当該採掘権の目的となつていた鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき（その鉱業出願地がその取り消された採掘権の鉱区に該当するときに限る。）その取消しの日から三十四日

三 第十五条第一項の規定による禁止が解除された場合において、その禁止を解除された鉱物を目的とする鉱業出願があつたとき（その鉱業出願地がその禁止を解除された地域に該当するときに限る。）その解除の日から三十四日

(鉱業出願地の増減)

**第三十条** 鉱業出願人は、鉱業出願地の増減の出願をすることができる。

2 第二十二条、第二十三条及び第二十四条から前条までの規定は、前項の出願に準用する。  
(採掘出願地の増減命令)

2 第二十二条、第二十三条及び第二十四条から前条までの規定による命令に基づいてその命令書の到達の日から三十日以内にした採掘出願地の鉱区となつている部分又は他人の鉱業出願が許可されている部分については、この限りでない。

2 前項の規定による命令に基づいてその命令書の到達の日から三十日以内にした採掘出願地の鉱区となつている部分又は他人の鉱業出願が許可してはならない。

3 経済産業大臣は、採掘出願人が第一項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘出願地の増減の出願をしないときは、採掘出願を許可してはならない。  
(転願命令)

**第三十二条** 経済産業大臣は、試掘出願地における鉱物の存在が明らかであり、その鉱量、品位等に鑑み、試掘出願地が採掘権の設定に適すると認めるときは、採掘出願を命ずることができ。経済産業大臣は、試掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘出願をしないときは、試掘出願を許可してはならない。

2 経済産業大臣は、試掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘出願をしないときは、試掘出願を許可してはならない。

3 経済産業大臣は、試掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に採掘出願をしないときは、試掘出願を許可してはならない。

4 第一項又は第二項の規定による出願があつたときは、旧鉱業出願人の願書の発送の日時に当該承継人が当該承継に係る鉱業出願をしたものとみなす。

5 第一項第六号に規定する期間は、六月を下らない期間を定めるものとする。ただし、経済産業省令で定める緊急を要する特別の事情があるときは、この限りでない。

**第三十三条** 経済産業大臣は、採掘出願地における鉱物の存在が明らかでなく、あらかじめ試掘を要すると認めるときは、試掘出願を命ずることができる。

2 経済産業大臣は、採掘出願人が前項の規定による命令書の到達の日から三十日以内に試掘出願をしないときは、採掘出願を許可してはならない。

**第三十四条** 経済産業大臣は、第三十一条第一項、第三十二条第一項又は前条第一項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ当該鉱業出願人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当

該鉱業出願人に通知し、かつ、これを公示しなければならない。  
第一項の意見の聴取に際しては、鉱業出願人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。  
(鉱業出願人の地位の承継)

3 経済産業大臣は、承継することができる。相続その他の一般承継又は死亡によると共に鉱業出願人の脱退の場合以外の場合において承継前の鉱業出願人（以下「旧鉱業出願人」という。）の地位を承継しようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、その承継に係る鉱業出願をしなければならない。  
相続その他の一般承継又は死亡による共同鉱業出願人の脱退により鉱業出願人の地位を承継した場合において、その承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しようとするときは、当該承継人は、経済産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その承継に係る鉱業出願をしなければならない。ただし、承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、当該承継人は、前項ただし書の旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、承継人が旧鉱業出願人の地位を承継しないときは、経済産業省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 実施要項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

2 前項の規定による指定は、設定しようとする特定鉱物の目的とする特定鉱物の種類に応じた第十四条第二項に規定する面積以上の面積を有する土地の区域であつて、かつ、その指定の際現にある鉱区、鉱業出願地又は他の特定区域と重複していないものに限つてするものとする。ただし、その指定の際現にある鉱区又は鉱業出願地の目的となつている鉱物と異種の鉱床中に存する特定鉱物の目的とする鉱業権を設定しようとするときは、当該鉱区又は当該鉱業出願地と重複して指定することができる。

3 経済産業大臣は、第一項の特定区域を指定したときは、特定区域ごとに、特定開発者の募集に係る実施要項（以下単に「実施要項」という。）を定めなければならない。

4 特定区域の所在地

2 特定区域の面積

3 設定する鉱業権の種類及びその目的とする特定鉱物の名称

4 特定開発者の募集を開始する日及び募集の期間

5 特定鉱物の掘採計画を定めるべき期間

6 特定開発者を選定するための評価の基準

7 前各号に掲げるもののほか、特定開発者の募集に必要な事項

8 第二項の規定は、特定区域の変更に準用する。

**第三十七条** 鉱業出願人が鉱業出願の許可の通知を受けた日から三十日以内に、経済産業省令で定める手続に従い、登録免許税を納付しないときは、許可是、その効力を失う。  
**第二款 特定開発者の選定による鉱業**  
**権の設定**

2 経済産業大臣は、特定鉱物の試掘又は採掘を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる。

3 第二項の規定は、特定区域の変更に準用する。

**第三十八条** 経済産業大臣は、特定鉱物の鉱床が存在し、又は存在する可能性がある区域について、当該特定鉱物の開発により公共の利益の増進を図るために、当該区域における当該特定鉱物の開発を最も適切に行うことができる者（以下「特定開発者」という。）を選定し、その特定開発者に当該特定鉱物の試掘又は採掘を行わせる必要があると認めるときは、当該区域を特定区域として指定することができる。

**第三十九条** 前条第一項の規定により指定された特定区域（特定区域の変更があつたときは、そ

の変更後のもの。以下同じ。)において特定鉱物を目的とする鉱業権の設定を受けようとする者は、当該特定区域に係る実施要項に従つて、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

前項の規定による申請をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に、事業計画書及び区域図を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 前条第四項第五号に規定する期間中の特定鉱物の掘採計画

二 掘採の方法(前条第四項第三号に規定する特定鉱物が石油又は可燃性天然ガスの場合にあつては、石油若しくは可燃性天然ガスの鉱床以外の地下の部分にある流体が当該鉱床に浸入し、又は当該鉱床内の石油若しくは可燃性天然ガスが当該鉱床以外の地下の部分に漏出しないための措置その他の当該鉱床の保全のための措置を含む。第四十一条第一項第二号において同じ。)

三 挖採を行うための資金計画

四 挖採を行うための体制

五 予想される鉱害の範囲及び様様

六 前各号に定めるもののほか、特定鉱物の掘採に関する経済産業省令で定める事項

4 第二十三条第一項から第四項まで、第二十五条第一項及び第二十六条の規定は、第一項の申請に準用する。

(特定開発者の選定等)

**第四十条** 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 その申請に係る鉱業権の設定の申請(以下「鉱業申請」という。)をした者(以下「鉱業申請人」という。)が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

四 その申請に係る鉱業申請人が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

五 その申請に係る鉱業申請をした土地の区域（以下「鉱業申請地」という。）がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

六 その申請に係る鉱業申請地が、他人の許可貯留区域等の直上の区域と重複し、又は隣接する場合は、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

七 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であつて、公共の福祉に反するものでないこと。

八 経済産業大臣は、前項の規定により審査した結果、鉱業申請人の申請が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第三十一条第四項第六号に規定する評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての鉱業申請人の事業計画書について評価を行ふものとする。

九 経済産業大臣は、前項の規定により鉱業権の設定の許可をしようとするときは、関係都道府県知事（国の所有する土地については、当該行政機関）に協議しなければならない。

のとする。その者に対し、その旨の通知をするものとする。

第三項の許可は、その許可を受けた者が当該許可の通知を受けた日から三十日以内に、経済産業省令で定める手続に従い、登録免許税を納付しないときは、その効力を失う。

前項の場合において、経済産業大臣は、第二項の評価に従い、第三項の許可を受けた者の次に特定鉱物の開発を適切に行うことができると認められる者を選定し、その者に対し、その申請に係る鉱業権の設定の許可をするものとする。

第四項から第六項までの規定は、前項の許可に準用する。

(特定開発者である試掘権者による採掘権の設定の申請)

**第四十一条** 前条第三項又は第七項の規定により特定開発者として選定され、試掘権の設定を受けた試掘権者は、その試掘鉱区における特定鉱物の試掘の状況を踏まえ、当該試掘鉱区に重複してその特定鉱物を目的とする採掘権の設定を受けようとするときは、経済産業大臣に申請して、その許可を受けなければならない。

前項の規定による申請をしようとする者は、經濟産業省令で定める手続に従い、その試掘権の登録番号その他經濟産業省令で定める事項を記載した申請書に次に掲げる事項を記載した事業計画書を添えて、經濟産業大臣に提出しなければならない。

一 経済産業省令で定める期間中の特定鉱物の掘採計画

二 掘採の方法

三 掘採を行うための資金計画

四 掘採を行うための体制

五 予想される鉱害の範囲及び態様

六 前各号に定めるものほか、特定鉱物の掘採に関する經濟産業省令で定める事項

經濟産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 その申請に係る鉱業申請人が特定区域において鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その申請に係る鉱業申請人が十分な社会的信用を有すること。

三 その申請に係る鉱業申請人が第二十九条第一項第三号イからハまでのいづれにも該当しないこと。

五 その申請に係る鉱業申請地がなお試掘を要するものでないこと。

六 その申請に係る鉱業申請地がその目的となつてゐる鉱物と異種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と重複し、又はその目的となつてゐる鉱物と同種の鉱床中に存する鉱物の他人の鉱区と隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の鉱業の実施を著しく妨害するものでないこと。

七 その申請に係る鉱業申請地が、他人の許可貯留区域等の直上の区域と重複し、又は隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

八 その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が、経済的に価値があり、かつ、保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するものでないこと。

九 前各号に掲げるもののほか、その申請に係る鉱業申請地における鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

4 第二十三条第一項から第四項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条及び第三十七条の規定は、第一項の申請に準用する。

(特定開発者である試掘権者の試掘権のみなし存続期間)

第四十二条 前条第一項の規定による申請があつたときは、その試掘権の存続期間の満了の後も、その申請の却下若しくは不許可の通知を受けるまで、又はその鉱物を目的とする採掘権の設定の登録があるまで、その試掘権は、存続するもののみなす。

(共同鉱業権)

第四十三条 鉱業権を共有する者(以下「共同鉱業権者」という。)は、経済産業省令で定める手続に従い、そのうちの一人を代表者と定め、これを経済産業大臣に届け出なければならぬ。



(鉱業権の相続その他の一般承継)

鉱業権を取得した者は、經濟産業省令で定める手続に従い、取得の日から三月以内にその旨を經濟産業大臣に届け出なければならない。

ときは、その旨をその届出をした者に通知し、いれかに適合しないと認めるときは、鉱業権を譲渡するために通常必要と認められるものとして經濟産業省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

一 その届出に係る鉱業権を取得した者が当該鉱業権の目的となつてゐる鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる經理的基礎及び技術的能力を有すること。

二 その届出に係る鉱業権を取得した者が十分な社会的信用を有すること。

三 その届出に係る鉱業権を取得した者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。

四 その届出に係る鉱業権を取得した者による鉱物の掘採が内外の社会的經濟的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないことを。

(取消し等の処分)

**第五十二条** 経済産業大臣は、鉱物の掘採が保健権の設定、鉱区の増減、分割若しくは合併又は鉱業権の移転の許可をしたときは、その錯誤又は訂正するため、鉱業権の取消し又は変更の処分をしなければならない。

**第五十三条** 経済産業大臣は、鉱物の掘採が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し、文化財、公園若しくは温泉資源の保護に支障を生じ、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになったと認めるとときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならぬい。

**第五十三条の二** 国は、前条の規定による鉱区の減少の処分又は鉱業権の取消によつて生じた損失を当該鉱業権者（減少の処分に係る鉱区の部 分又は取消に係る鉱業権の鉱区に租鉱権が設定されてゐるときは、当該鉱業権者及び当該租鉱権者）に対し補償しなければならない。

4 第一項の規定による補償金及び前項の規定による負担金の額は、経済産業大臣が総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて決定する。

5 前項の決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に、訴えをもつて補償金の増額又は負担金の減額を請求することができる。

6 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

7 前条の規定により鉱区の減少の処分を受け、又は取り消された探採権の上に抵当権があるときは、当該抵当権者の承諾を得た場合を除き、国は、その補償金を供託しなければならない。

8 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対して、その権利を行うことができる。

**第五十四条** 経済産業大臣は、鉱物の掘採が他人の鉱業又は貯留事業等を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

**第五十五条** 経済産業大臣は、鉱業権者が次号のいずれかに該当するときは、鉱業権を取り消すことができる。

一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。

二 第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定による命令に従わないとき。

三 第五十一条の三第一項の規定による届出をしなかつたとき。

四 第五十一条の三第二項の期間内に鉱業権の譲渡がされないとき。

五 第六十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して事業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して引き続き一年以上休業したとき。

六 第六十三条又は第六十三条の二の施業案によらないで鉱業を行つたとき。

うとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第四十八条第四項から第六項までの規定は、第五十三条、第五十四条又は前条の規定による処分に係る聴聞に準用する。

3 第五十三条、第五十四条又は前条の規定による処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における行政手続法第十五条第三項の規定の適用については、同項中「当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって」とあるのは「鉱業権者の鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所・町村役場又はこれに準ずるもの」の掲示場に掲示するとともに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載することによって」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日」とする。

(採掘権の取消しと抵当権)

**第五十七条** 経済産業大臣は、採掘権の取消しによる消滅の登録をしたときは、直ちにその旨を抵当権者に通知しなければならない。

2 抵当権者は、前項の規定による通知の到達の日から三十日以内に、採掘権の競売の申立をすることができる。但し、第五十二条から第五十四条までの規定による採掘権の取消の場合は、この限りでない。

3 採掘権は、前項の期間内又は競売の手続が完結する日までは、競売の目的の範囲内で、なお存続するものとみなす。

4 買受人が代金を納付したときは、採掘権の取消しは、その効力を生じなかつたものとみなす。

(採掘権の放棄と抵当権)

**第五十八条** 前条の規定は、経済産業大臣が採掘権の放棄による消滅の登録をした場合に準用する。

三 採掘権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限

2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 登録に関する規程は、政令で定める。

4 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

5 鉱業原簿についていは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

6 鉱業原簿に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

（登録の効力）

第六十条 前条第一項に掲げる事項は、相続その他的一般承継、死亡による共同鉱業権者の脱落、混同若しくは担保する債権の消滅による抵当権の消滅又は存続期間の満了による鉱業権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

（表示の変更）

第六十一条 経済産業大臣は、鉱区の所在地の名称若しくは地目、境界又は面積についての鉱区図の記載が事実と相違することを発見したときは、その鉱区図を更正し、該当鉱業権につき変更の登録をした後、その旨を鉱業権者に通知しなければならない。

（事業着手の義務）

第五節 鉱業の実施

第六十二条 鉱業権者は、鉱業権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

鉱業権者は、やむを得ない事由により前項の期間内に事業に着手することができないとときは、期間を定め、事由を付して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

鉱業権者は、引き続き一年以上その事業を停止しようとするときは、期間を定め、事由を付

#### 第四節 鉱業権の登録

#### 第四節 鉱業権の登録

(鉱業権の相続)その他の一般承継

七百二十条の規定による命令に従わないときは。

(登録) 第四節 鉱業権の登録

して、経済産業大臣の認可を受けなければならぬ。

4 鉱業権者は、前項の認可を受けて休止した事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

**(施業案)**

一般試掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

**第六十三条** 一般試掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、施業案を定め、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

2 一般採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

これに変更するときも、同様とする。

3 前二項の鉱業権者は、第一項の規定により届出をし、又は前項の規定により認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

**第六十三条の二** 第四十条第三項又は第七項の規定により採掘権の設定を受けた鉱業権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、第三十九条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 第四十一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、同条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 前二項の鉱業権者は、前二項の規定により認可を受けた施業案によらなければ、鉱業を行つてはならない。

**第六十三条の三** 第四十条第三項若しくは第七項又は第四十一条第一項の規定により設定された鉱業権の移転があつたときは、移転前の鉱業権者が前条第一項又は第二項の認可を受けた施業案を、その鉱業権の移転を受けた者が認可を受けた施業案とみなして、同条第三項の規定を適用する。

**(掘採の制限)**

**第六十四条** 鉱業権者は、鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖、沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館及びその他の公共の用に供す

る施設並びに建物の地表地下とも五十メートル以内の場所において鉱物を掘採するには、他の法令の規定によつて許可又は認可を受けた場合を除き、管理庁又は管理人の承諾を得なければならぬ。但し、当該管理庁又は管理人は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

**第六十四条の二** 鉱業権者は、前条の管理人の承諾を得ることができないときは、経済産業大臣の決定を申請することができる。

2 第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定を準用する。

**(鉱種名の変更)**

2 前項の決定に準用する。

**第六十五条** 第四十六条第一項の規定により隣接鉱区に重複して鉱区の増加の出願をし、その登録を受けた一般採掘権者は、その重複する部分においては、同項の承諾を得て定めた鉱床以外の鉱床に掘進することができない。ただし、隣接鉱区の鉱業権が消滅した後は、この限りでない。

3 経済産業大臣は、第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならない。

**(重複鉱区における鉱業)**

2 前項の決定に準用する。

**第六十六条** 異種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が重複するときは、その重複する部分について鉱業権の設定又は鉱区の増加による変更の登録を得た日が後である者は、正当な事由がなければ、その先である者の承諾を得なければ、その部分において鉱物を掘採し得ない。

2 第六十一条第一項の規定により採掘権の設定を受けた採掘権者は、事業に着手する前に、経済産業省令で定める手続に従い、同条第二項の事業計画書の内容に即して施業案を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

**第六十七条** 鉱業権者は、事業に着手したとき

は、遅滞なく、鉱区の所在地又はその付近に鉱業事務所を定め、その所在地及び着手の年月日を経済産業大臣に届け出なければならない。

**(鉱業事務所)**

2 前項の規定により延長する期間は、五年をこ

とができる。

**第六十八条** 鉱業権者は、事業に着手したとき

は、遅滞なく、鉱区の所在地又はその付近に鉱業事務所を定め、その所在地及び着手の年月日を経済産業大臣に届け出なければならない。

**(鉱業事務所)**

2 前項の規定により延長する期間は、五年をこ

とができる。

**第六十九条** 採掘権者は、経済産業省令で定める手続に従い、試掘工程表を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

**(坑内実測図及び鉱業簿)**

2 前項の規定により延長する期間は、五年をこ

とができる。

**第七十条** 採掘権者は、経済産業省令で定める手続に従い、坑内実測図及び鉱業簿を作成し、鉱業事務所に備えて置かなければならない。

**(定期の報告)**

2 前項の規定により延長する期間は、五年をこ

とができる。

**第七十条の二** 第四十条第三項若しくは第七項又は第四十二条第一項の規定により鉱業権の設定を受けた鉱業権者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業省令で定める期間ごとに、当該鉱業権の鉱区における特定鉱物の掘採の状況、当該特定鉱物の鉱床の状態その他の経済産業省令で定める事項を経済産業大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定は、第二十二条第一項の規定によつて存続期間を延長しようとするときは、経済産業省令で定める手続に従い、契約書を添えて経済産業大臣に申請し、その認可を受けなければならない。

**(設定の申請)**

2 前項の規定は、第二十二条第一項の規定によつて存続期間を延長しようとするときは、経済産業省令で定める手続に従い、契約書を添えて経済産業大臣に申請し、その認可を受けなければならない。

**第七十七条** 租鉱権を設定しようとするときは、租鉱権者とならうとする者及び一般採掘権者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租鉱権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

2 申請の区域の面積

3 目的とする鉱物の名称

4 採掘権の登録番号

4 第一項の承諾を得ることができないとき、又は第二項の規定による協議をすることができない。但し、当該管理庁又は管理人は、正當な事由がなければ、その承諾を拒むことができる。

**(性質)**

第五章 租鉱権

**第七十二条** 租鉱権は、相続その他の一般承継の目的となる外、権利の目的となることができない。

**(租鉱区)**

**第七十三条** 租鉱権の区域（以下「租鉱区」という。）の境界は、直線で定め、地表の境界線の直下を限とする。

**(租鉱区)**

**第七十四条** 租鉱権は、特定の鉱床を目的として設定することができる。

**第七十五条** 同一の鉱区中同一の区域においては、二以上の租鉱権を設定することができない。但し、前条の場合は、この限りでない。

**(存続期間及びその延長)**

**第七十六条** 租鉱権の存続期間は、登録の日から十年以内とする。

**(設定)**

**第七十七条** 租鉱権を設定しようとするときは、租鉱権者とならうとする者及び一般採掘権者は、経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる事項を記載した申請書に区域図、租鉱権の設定を必要とする理由を記載した書面及びその設定に関する契約書を添えて、経済産業大臣に提出し、その認可を受けなければならない。

2 申請の区域の面積

3 目的とする鉱物の名称

4 採掘権の登録番号

5 第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

**(性質)**

第六章 特定鉱物

**第七十八条** 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十二条第一項の規定により特定鉱物の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務

2 申請の区域の面積

3 目的とする鉱物の名称

4 採掘権の登録番号

5 第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

**(性質)**

第七章 特定鉱物

**第七十九条** 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

**(性質)**

第八章 特定鉱物

**第八十条** 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十二条第一項の規定により特定鉱物の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務

2 申請の区域の面積

3 目的とする鉱物の名称

4 採掘権の登録番号

5 第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

**(性質)**

第九章 特定鉱物

**第九十条** 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十二条第一項の規定により特定鉱物の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務

2 申請の区域の面積

3 目的とする鉱物の名称

4 採掘権の登録番号

5 第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

**(性質)**

第十章 特定鉱物

**第九十一条** 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構は、第四十条第三項若しくは第七項又は第四十二条第一項の規定により特定鉱物の行う特定鉱物の試掘又は採掘に関する協力業務

2 申請の区域の面積

3 目的とする鉱物の名称

4 採掘権の登録番号

5 第四十七条第二項から第六項までの規定は、前項の決定に準用する。

鉱物の試掘又は採掘に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行ふ。

**第三章 租鉱権**

**第七十一条** 租鉱権は、物権とみなし、この法律に別段の定がある場合を除く外、不動産に関する規定を準用する。

**(性質)**

第十章 特定鉱物

**第九十二条** 租鉱権は、相続その他の一般承継の目的となる外、権利の目的となることができない。

**(性質)**

第十一章 特定鉱物

**第九十三条** 租鉱権の区域（以下「租鉱区」とい

- 七 租鉱料を支払うべきときは、租鉱料並びにその支払の時期及び方法
- 八 氏名又は名称及び住所
- 2 特定の鉱床を目的として租鉱権を設定しようとするときは、前項の書類の外、申請書に鉱床図及びその説明書を添えなければならない。
- 3 経済産業大臣は、第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を認可してはならない。
- 一 その申請に係る残鉱の掘採その他鉱区の一部における鉱物の経済的開発を行うため必要があること。
- 二 その申請に係る租鉱権者となるうとする者が前号の経済的開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- 三 その申請に係る租鉱権者となるうとする者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。
- 4 租鉱権者となるうとする者が租鉱権の設定の認可の通知を受けた日から三十日以内に、経済産業省令で定める手続に従い、登録免許税を納付しないときは、認可は、その効力を失う。
- (租鉱区の増減)  
(行為の効力の承継)
- 第七十八条 租鉱権者及び一般採掘権者は、租鉱区を増減することができる。
- 2 前条の規定は、租鉱区の増減に準用する。
- (行為の効力の承継)
- 第七十九条 租鉱権の設定又は租鉱区の増加があつたときは、この法律の規定により一般採掘権者がした手続その他の行為は、租鉱権の範囲内において、租鉱権者に対しても、その効力を有する。
- 2 租鉱権の消滅又は租鉱区の減少があつたときは、この法律の規定により租鉱権者がした手続その他の行為は、第二十一条第一項の規定により設定された採掘権(以下「一般採掘権」といいう。)の範囲内において、一般採掘権者に対しても、その効力を有する。ただし、一般採掘権の消滅による租鉱権の消滅の場合は、この限りでない。
- (採掘権の変更と租鉱権)
- 第八十条** 一般採掘権者は、租鉱区について鉱区の減少又は分割の出願をしようとするときは、あらかじめ租鉱権者の承諾を得なければならぬ。一般採掘権の上に租鉱権が存する場合において、一般採掘権を放棄しようとするときも、同様とする。

- (消滅の請求)
- 第八十一条** 一般採掘権者は、租鉱権者が租鉱料を支払うべき場合において、その支払を遅滞したときは、三月以上の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行しないときは、租鉱権の消滅を請求することができる。
- 第八十二条** 租鉱権者は、租鉱料を支払うべきときは、六箇月前に予告し、又は期限の到来しない六箇月分の租鉱料を支払わなければ、租鉱権を放棄することができない。但し、天災その他避けることのできない事由によつて、租鉱権を設定した目的を達することができなくなつたときは、この限りでない。
- (取消し)
- 第三百一十三条 経済産業大臣は、租鉱権者が次の各号のいずれかに該当するときは、租鉱権を取り消すことができる。
- 一 第二十九条第一項第三号イ又はハに該当するに至つたとき。
- 二 第八十七条において準用する第六十三条第二項の施業案によらないで鉱業を行つたとき。
- 三 第八十六条の規定に違反して事業に着手しないとき、又は引き続き六月以上休業したとき。
- 四 第百二十条の規定による命令に従わないとき。
- 五 鉱山保安法第三十三条规定による命令に従わないときは、第三十五条の規定による命令に従わないとき。
- 2 第四十八条第四項から第六項までの規定は、前項の規定による租鉱権の取消しに係る聽聞に準用する。
- (登録)
- 第八十四条** 租鉱権の設定、変更、存続期間の延長、相続その他の一般承継による移転及び消滅は、鉱業原簿に登録する。
- 2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

- (鉱区の増減)
- 第八十五条** 前条第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、一般採掘権者の採掘鉱区の減少によつて、第一項の規定による登録に関する処分について適用しない。
- 第八十六条** 租鉱権者は、租鉱権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。
- (事業着手の義務)
- 第八十七条** 第十七条、第二十条、第二十三条第一項から第四項まで、第二十六条、第四十三条第一項から第四項まで、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条第一項及び第二項、第六十一条、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十四条の二、第六十八条並びに第七十条の規定は、租鉱権及び租鉱権者の鉱業に準用する。
- 第八十八条** 第四章 勧告及び協議
- (鉱業権の交換又は売渡し)
- 第三百一十四条 経済産業大臣は、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができるないと認めるときは、当該一般採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するよう、鉱区相互の間の鉱区の増減の出願について協議すべきことを勧告することができる。
- 2 一般採掘権者は、同種の鉱床中に存する鉱物の採掘鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができるないと認めるときは、当該一般採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するよう、鉱区相互の間に鉱区の増減の出願をすることについて協議することができる。

- (決定の取り扱い)
- 第九十条** 前条第一項又は第二項の規定による協議をすることができず、又は協議が調わないとときは、当事者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の決定を申請することができる。
- 第九十一条** 前条第一項又は第二項の規定による協議をすることができず、又は協議が調わないとときは、当事者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の決定を申請することができる。
- (意見の聴取)
- 第九十二条** 第九十条の規定による決定の申請があつたときは、一般採掘権者は、その申請を拒否する旨の決定があるまで、第九十九条の規定によつて決定がその効力を失うまで、又は決定に基づき一般採掘権の変更の登録があるまで、当該一般採掘権を譲渡し、又は変更することができない。
- (処分の禁止)
- 第九十三条** 経済産業大臣は、次に掲げる事項を定めて、鉱区相互の間の鉱区の増減の決定をしなければならない。
- 一 当該鉱区の所在地
- 二 当該一般採掘権の登録番号
- 三 一般採掘権の変更の内容
- 四 対価並びにその支払の時期及び方法
- (決定の方式)
- 第九十四条** 前条の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

少による租鉱権の変更又は一般採掘権の消滅、採掘鉱区の減少、存続期間の満了若しくは混同による租鉱権の消滅の場合を除き、登録しなければ、その効力を生じない。

第二十二条、第一十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項(第四号から第九号までに係る部分に限る)及び第二項の規定は、適用しない。

(決定の申請)

**第九十五条** 前条第一項に掲げる事項は、相続その他の一般承継、一般採掘権者の採掘鉱区の減少によつて、第一項の規定による登録に関する処分について適用しない。

(決定の取り扱い)

**第九十六条** 租鉱権者は、租鉱権の設定又は移転の登録があつた日から六箇月以内に、事業に着手しなければならない。

(事業着手の義務)

**第九十七条** 第十七条、第二十条、第二十三条第一項から第四項まで、第二十六条、第四十三条第一項から第四項まで、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条第一項及び第二項、第六十一条、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十四条の二、第六十八条並びに第七十条の規定は、租鉱権及び租鉱権者の鉱業に準用する。

**第九十八条** 第四章 勧告及び協議

(鉱業権の交換又は売渡し)

第三百一十四条 経済産業大臣は、同種の鉱床中に存する鉱物の鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状と相違し、その鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができるないと認めるときは、当該一般採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するよう、鉱区相互の間に鉱区の増減の出願をすることについて協議することができる。

2 一般採掘権者は、同種の鉱床中に存する鉱物の採掘鉱区が隣接する場合において、鉱区の位置形状を変更しなければその鉱床の完全な開発ができるないと認めるときは、当該一般採掘権者に対し、鉱区の位置形状が鉱床の位置形状に合致するよう、鉱区相互の間に鉱区の増減の出願をすることについて協議することができる。

2 経済産業大臣は、前条の決定をしたときは、  
決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。  
（決定の効果）

第九十五条 第九十三条の決定があつたときは、  
当事者の間に、鉱区相互の間の鉱区の増減につ  
いて協議がととのつたものとみなす。

2 前項の規定により協議がととのつたものとみ  
なされたときは、当事者の一方は第八十九条  
第四項の規定にかかるわらず、単独で鉱区の増減  
の出願をすることができる。

（鉱区の増減と租鉱権）

第九十六条 一般採掘権者の採掘鉱区のうち租鉱  
権が設定されている部分について、第九十三条の  
規定に基づき鉱区の減少の登録があつたとき  
は、租鉱権は、鉱区の減少により租鉱区が減少  
した限度においては、鉱区の増加があつた一般  
採掘権の上にも存続するものとする。

2 経済産業大臣は、鉱区相互の間の鉱区の増減  
について、第九十三条の決定をする場合におい  
て、租鉱権が二以上の一般採掘権の上に存続す  
ることとなるときは、決定において租鉱権者が各  
一般採掘権者に対して支払うべき租鉱料の割  
合を定めなければならない。

（対価の不服の訴え）

第九十七条 第九十三条の決定のうち対価につい  
て不服のある者は、その決定書の謄本の交付を  
受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその  
額の増減を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、第九十条の規定によ  
る決定の申請をした者又は当該一般採掘権者を  
被告とする。

（対価の供託）

第九十八条 次に掲げる場合においては、対価を  
支払うべき者は、その対価を供託しなければな  
らない。

一 対価を提供した場合において、対価を受け  
るべき者がその受領を拒んだとき。

二 対価を受けるべき者が対価を受領すること  
ができるないとき。

三 決定のうち対価について不服の訴えがあつ  
たとき。

四 当該一般採掘権について抵当権が存するとき  
き。ただし、抵当権者の承諾を得たときは、  
供託金に対しても、その権利を行うことができ  
る。

（決定の失効）

第九十九条 対価を支払うべき者が第九十三条の  
規定において定めた対価の支払の時期までに、  
その対価の全部の支払又は供託をしないとき  
は、決定は、その効力を失う。

（施業案の変更）

第一百条 経済産業大臣は、第四十条第三項又は第  
七項の規定により試掘権の設定を受けた試掘権  
者（以下この条において「特定試掘権者」とい  
う。）の施業案を変更しなければその鉱区の完  
全な開発に資することができないと認めるとき  
は、当該特定試掘権者に對し、施業案を変更す  
べきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、採掘権者又は租鉱権者の施  
業案を変更しなければその鉱区又は租鉱区の鉱  
床の完全な開発ができないと認めるときは、採  
掘権者又は租鉱権者に對し、施業案を変更すべ  
きことを勧告することができる。

3 経済産業大臣は、特定試掘権者又は採掘権者  
若しくは租鉱権者が前二項の規定による勧告を  
受けた日から六十日以内に施業案を変更しない  
ときは、施業案の変更を命ずることができる。

4 経済産業大臣は、前項の規定による命令をし  
ようとするときは、行政手続法第十三条第一項  
の規定による意見陳述のための手続の区分にか  
かわらず、聴聞を行わなければならない。

5 第四十八条第四項から第六項までの規定は、  
第三項の規定による命令に係る聴聞に準用す  
る。

第四章の二 鉱物の探査

（鉱物の探査の許可）

第一百一条 鉱物の探査（鉱物資源の開発に必要  
な地質構造等の調査（鉱物の掘採を伴わないも  
のに限る。）であつて、地震探鉱法その他一定  
の区域を継続して使用するものとして経済産業  
省令で定める方法によるものをいう。以下単に  
「探査」という。）を行おうとする者は、経済産  
業大臣に申請して、その許可を受けなければな  
らない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、  
経済産業省令で定める手続に従い、次に掲げる  
事項を記載した申請書に探査を行おうとする区  
域を表示する図面を添えて、経済産業大臣に提  
出しなければならない。

一 申請の区域の所在地

二 探査の期間

三 探査の方法

（変更の許可等）

第一百条の四 第百条の二第一項の許可を受けた者  
は、当該許可に係る同条第二項各号（第四号を  
除く。）に掲げる事項の変更をしようとする時  
は、経済産業省令で定める手続に従い、経済  
産業大臣の許可を受けなければならない。ただし  
は、この限りでない。

3 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、  
同条第二項第四号に掲げる事項に変更があつたと  
き、又は第一項ただし書の経済産業省令で定め  
る軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨  
を経済産業大臣に届け出なければならない。

（探査の許可の取消し）

第一百条の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定  
による申請が次に掲げる基準に適合していると  
認めるとときでなければ、その申請を許可しては  
ならない。

2 その申請に係る者が次のいずれにも該当し  
ないこと。

一 その申請に係る探査の方法が経済産業省令  
で定める基準に適合するものであること。

二 その申請に係る者が次のいずれにも該当し  
ないこと。

イ この法律に規定する罪を犯し、刑に処せ  
られ、その執行を終わり、又は執行を受け  
ることがなくなった日から二年を経過しな  
い者

ロ 第百条の五（第三号を除く。）の規定に  
より許可を取り消され、その取消しの日か  
ら二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その業務を行う役員のう  
ちにイ又はロのいずれかに該当する者があ  
るもの

三 その申請に係る探査が、他人の鉱区で行わ  
れるものであつて、当該鉱区における他人の  
鉱業の実施を著しく妨害するものでないこ  
と。

四 その申請に係る探査が、他人の鉱区で行わ  
れるものであつて、当該鉱区における他人の  
鉱業の実施を著しく妨害するものでないこ  
と。

五 偽りその他不正の行為により百条の二第一  
項又は前条第一項の許可を受けたとき。

（違反行為に対する措置）

第一百条の六 経済産業大臣は、次の各号のいずれ  
かに該当する者に対し、当該違反行為に係る作  
業の中止、当該違反行為に係る探査に使用した  
装置若しくは物件の除去又は原状の回復を命ず  
ることができる。

一 第百条の二第一項又は百条の四第一項の  
規定に違反して探査を行つた者

二 次条第一項の規定により付された条件に違  
反した者

（変更の許可等）

第一百条の七 第百条の二第一項又は百条の四第  
二項の許可には、条件を付し、及びこれを変更  
することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、  
又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るた  
めに付されたものであるものでないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、その申請に係  
る探査が内外の社会的経済的事情に照らして  
著しく不適切であり、公共の利益の増進に支  
障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

めに必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受けた者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

**第一百条の八** 第百条の二第一項の許可を受けた者は、当該法人的合併の場合は(同項の許可を受けた者である法人と同項の許可を受けた者ではない法人が合併する場合においては、同項の許可を受けた者である法人が存続する場合を除く)又は分割の場合(当該許可に係る探査の事業の全部を承継させる場合に限る)において当該合併又は分割について経済産業大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。

**第二百条の三** (第二号及び第六号に係る部分に限る)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二号中「その申請に係る者」とあるのは、「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。(探査の許可を受けた者の相続)

**第二百条の九** 第百条の二第一項の許可を受けた者が死亡した場合には、相続人(相続人が二以上ある場合においては、その全員の同意により当該許可に係る探査の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ)が当該許可に係る探査の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に経済産業大臣に申請して、その承認を受けなければならない。相続人が前項の承認の申請をした場合には、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで係る部分に限る)の規定は、第一項の承認について準用する。

**第四百条の四** 第一百条の二第一項の許可を受けた者は、被相続人に係る第一項の許可を受けた者の地位を承継する。

(国に関する特例)

**第一百条の十** 国の機関が行う探査については、第百条の二第一項の許可を受けることを要しな

い。この場合において、当該国の機関は、その探査を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

(探査の結果の報告)

**第一百条の十一** 経済産業大臣は、鉱物の存在状況を把握し、又は探査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、経済産業省令で定めるところにより、第一百条の二第一項の許可を受けた者に対し、その探査の結果を報告すべきことを命ずることができる。

#### 第五章 土地の使用及び収用

(土地の立入り)

**第一百条** 鉱業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、鉱業権の設定を受けようとする者、租鉱権者となるうとする者、鉱業出願人、鉱業権者又は租鉱権者は、経済産業大臣の許可を受け、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができる。

**第二百条** 前条の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

**第二百三条** 第百一条の規定により他の土地に立ち入り、又は竹木を伐採するときは、あらかじめ土地の占有者及び竹木の所有者に通知しなければならない。

**第二百四条** 前条の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けたことを証する書面を携帯し、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

**第二百五条** 採掘権者は、鉱区又はその附近において他の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難となつた場合において、なおその土地をその目的に利用することが必要且つ適當であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、他人の土地を収用することができる。

(収用の目的)

一 坑口又は坑井の開設

二 土石又は鉱さいの捨場の設置

三 選鉱又は製錬用の施設の設置

四 鉄道、軌道、索道、道路、運河、港湾、用排水路、池井又は電気工作物の開設

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

一 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定によつて使用又は収用の手続を保留しようとするときは、前条第五項又は第六項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

二 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定によつて使用又は収用の手続を保留しようとするときは、前条第五項又は第六項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

四 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

五 鉱業又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在地及び区域

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

一 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定によつて使用又は収用の手続を保留しようとするときは、前条第五項又は第六項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

二 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定によつて使用又は収用の手続を保留しようとするときは、前条第五項又は第六項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

四 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

五 鉱業又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舎若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

五 選鉱又は製錬用の施設の設置

六 鉄道、軌道、索道、石油若しくは可燃性天然ガスの輸送管、道路、運河、港湾、用排水路

七 鉱害の予防又は回復のため必要な施設

八 鉱業用の事務所又は鉱業に従事する者の宿舖若しくは保健衛生施設の設置

九 鉱業権の設定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

三 使用し、又は収用しようとする土地の所在

四 使用し、又は収用しようとする土地を表示する図面の縦覧場所

書類の写しを、公害等調整委員会又は収用委員会に送付しなければならない。

**第二百八条** 土地の使用及び収用に関する規定は、水の使用に関する権利に準用する。

## 第六章 鉱害の賠償

### 第一節 賠償義務

#### (賠償義務)

**第二百九条** 鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいの積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を与えたときは、損害の発生の時における当該鉱区の鉱業権者(当該鉱区に租鉱権が設定されたときは、その租鉱区については、当該租鉱権者が、損害の発生の時既に鉱業権が消滅するときは、鉱業権の消滅の時ににおける当該鉱区の鉱業権者(鉱業権の消滅の時に当該鉱業権に租鉱権が設定されていたときは、その租鉱区においては、当該租鉱権者)が、その損害を賠償する責に任ざる。

前項の場合において、損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業によつて生じたときは、各鉱業権者又は租鉱権者は、連帶して損害を賠償する義務を負う。損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業のいずれによつて生じたかを知ることができないときも、同様とする。

前二項の場合において、損害の発生の後に鉱業権の譲渡があつたときは、損害の発生の後の後に租鉱権の設定があつたときは、損害の発生時の鉱業権者及び損害の発生の後に租鉱権者となつた者が、連帶して損害を賠償する義務を負う。

第一項又は第二項の規定により租鉱権者が損害を賠償すべき場合においては、損害の発生の時既に当該租鉱権が設定されている鉱区の鉱業権者及びその後の鉱業権者が、損害の発生の時既に鉱業権が消滅しているときは鉱業権の消滅の時における鉱業権者が、租鉱権者と連帶して損害を賠償する義務を負う。

前四項の規定による賠償については、共同鉱業権者又は共同租鉱権者(租鉱権を共有する者をいう)の義務は、連帶とする。

(負担部分と償還請求)

**第一百十条** 前条第二項に規定する連帶債務者相互の間においては、その各自の負担部分は、等しいものと推定する。

2 前条第三項の場合において、鉱業権を譲り受けた者又は損害の発生の後に租鉱権者となつた者が賠償の義務を履行したときは、同条第一項又は第二項の規定により損害を賠償すべき者に対する、償還を請求することができる。同条第四項の場合において鉱業権者が賠償の義務を履行したときも、同様とする。

**第一百十一条** 損害は、公正且つ適切に賠償されなければならない。

2 損害の賠償は、金錢をもつてする。但し、賠償額に比して著しく多額の費用を要しないで原状の回復をできるときは、被害者は

2 前項の期間は、進行中の損害については、原状の回復を請求することができる。

3 前項の場合は、進行中の損害については、原状の回復を命ぜることができる。

(賠償についての基準)

**第一百十二条** 経済産業大臣は、損害の賠償に関する争議の予防又は解決に資するため、総合資源エネルギー調査会に諮問して、損害の賠償の範囲、方法等についての公正かつ適切な一般的基準を作成し、これを公表することができる。

2 何人も、前項の基準に拘束されるものではない。

(賠償についてのしん酌)

**第一百十三条** 損害の発生又は拡大に関して被害者の責に帰すべき事由があつたときは、裁判所は、損害賠償の責任及び範囲を定めるのについて、これをしん酌することができる。天災その他他の不可抗力が競合したときも、同様とする。

(損害賠償の予定)

**第一百十四条** 損害賠償の額が予定された場合において、その額が著しく不相当であるときは、当事者は、その増減を請求することができる。

2 土地又は建物に関する損害について予定され

た賠償額の支払は、賠償の目的となる損害の原

因及び内容並びに賠償の範囲及び金額につい

て、政令で定めるところにより、登録をしたと

きは、その後その土地又は建物について権利を

取得した者に対しても、その効力を生ずる。

(消滅時効)

**第一百十五条** 損害賠償請求権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

1 被害者が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行使しないとき。

2 損害の発生の時から二十年間行使しないとき。

3 人の生命又は身体を害した場合における損害の発生の時から五年間止まるとき。

4 事業の停止による損害の発生の時から五年間止まるとき。

5 鉱業権の消滅又は鉱業権の消滅若しくは鉱区の減少による租鉱権の消滅の後十年を経過したときも、同様とする。

る場合においては、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けて、供託した金錢を取り戻すことができる。

2 鉱業権の消滅又は鉱業権の消滅若しくは鉱区の減少による租鉱権の消滅の後十年を経過したときも、同様とする。

3 前二項の場合は、進行中の損害については、その進行のやんだ時から起算する。

(事業の停止)

**第一百十六条** この章の規定は、鉱業に從事する者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、適用しない。

**第二節 担保の供託**

(供託)

**第一百十七条** 石炭又は亜炭を目的とする鉱業権者又は租鉱権者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため、その前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量に応じて、毎年一定額の金錢を供託しなければならない。

2 前項の規定により供託すべき金錢の額は、前年中に掘採した石炭又は亜炭の数量一トンにつき二十円を超えない範囲内において経済産業大臣が毎年鉱区又は租鉱区ごとに定める額とする。

3 経済産業大臣は、石炭及び亜炭以外の鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者について、当該鉱区又は租鉱区に関する損害の賠償を担保するため必要があると認めるときは、当該鉱区又は租鉱区において前年中に掘採した鉱物の価額の百分の一を超えない範囲内において定める額の金錢を供託すべきことを命ずることができるもの。

4 第一項又は前項の規定により供託すべき金錢は、その金額に相当する国債(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む)をもつてこれに代えることができる。

5 前項の規定により当該鉱区又は租鉱区に関する損害を担保するため供託された金錢につき、他の債権者に優先して弁済を受けける権利を有する。

2 前項の権利の実行に関する手続は、政令で定める。

(仲介員の任務)

**第一百一十四条** 経済産業大臣は、第二百二十二条の規定による申立てがあつたときは、前条第一項の名簿に記載されている者のうちから、仲介員五人以内を指定しなければならない。

2 前項の場合において、鉱害が農業、林業又はその他の産業に関するものであるときは、仲介員のうち、少くとも一人は、当該産業に関し知識経験を有するもののうちから、指定されなければならない。

(仲介員の指定)

**第一百一十五条** 仲介員は、争議の実情を詳細に調査し、事件が公正に解決されるように努めなければならない。



る職員、調査事項、立会場所及び調査日時を指定し、鉱業出願人、鉱業申請人、租鉱権者となるとする者、鉱業権者又は租鉱権者に立会いを命ずることができる。この場合においては、予定期日を定め、確定日時は、調査に従事する職員の指定によることを命じなければならぬ。

**第一百三十九条** 経済産業大臣は、次に掲げる場合においては、販売業権の設定又は変更に関する出

願又は申請を却下しなければならない。  
第二十五条第二項の規定による命令を受けた場合において、同項の規定により指定した期限までに同項の書面を提出しないとき。

三 第百三十七条の規定による命令を受けた場合、  
下この号において同じ。)の規定による命令  
を受けた場合において、第二十六条の規定に  
より指定した期限までに同条の設計書を提出  
しないとき。

四 合において、同条の規定により指定した期限までに修正又は補充をしないとき。

前条の規定による命令を受けた場合において、実地調査に際し出願の区域を明示することができず、又は同条の規定により指定した日時に立会いをしないとき。

(公示)

3 第百四十条 隣接する鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者その他の利害関係人は、他人の鉱区又は租鉱区について、經濟産業大臣に、その実地調査を依頼することができる。

2 前項の実地調査を依頼しようとする者は、經濟産業省令で定める手続に従い、申請書に理由書を添えて提出しなければならない。

1 第一項の実地調査を依頼しようとする者は、調査に要する人員及び物品を提供しなければならない。

**第一百四十二条** 経済産業大臣は、第二十一条第一項（第三十条第二項、第四十四条第三項又は第五十条第三項において準用する場合を含む。）の法律に基づく命令の規定による処分をしたときは、経済産業省令で定める手続に従い、その要旨を公示しなければならない。

第五十二条、第五十五条、第八十三条第一項若しくは第一百三十九条の規定による処分の通知、第二十五条第一項、第三十四条第二項、第四十七条第三項（第六十四条の二第二項又は第六十一条第五項において準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第九十一条第二項、第一百一条第二項若しくは第一百六十六条第三項の規定による通知、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第

三十三条第一項、第四十八条第一項、第四十九条第一項、第一百三十七条若しくは第一百三十八条

の規定による命令又は第四十七条第五項（第六十四条の二第二項又は第六十六条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第九十四条第二項の規定による決定書の謄本の交付をする場合において、相手方が知り得ないと、又はそ

の所在が不分明なときは、鉱業出願人、鉱業権者若しくは抵当権者にあつては願書若しくは鉱業原簿に記載された住所の所在地の、土地の所有者にあつては採掘出願地の所在地の市役所、町村役場又はこれに準ずるもの掲示場に、その通知若しくは命令又は決定書の謄本の内容を

掲示するとともに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載しなければならない。この場合においては、掲示を始めた日又は官報に掲載した日のいずれか遅い日から十四日を経過した日に、その通知若しくは命令又は決定書の謄本は、相手方に到達したものとみなす。

**(強制徵収)**  
**第一百四十三条** 経済産業大臣は、第五十三条の二  
第三項の規定による負担金を納付しない者があ  
るときは、期限を指定して、これを督促しなけ  
ればならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定により督促をするときは、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

5 第一項に規定する負担金及び前項の延滞金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。  
6 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）  
第十二条及び第十四条の規定は、第一項に規定する負担金及び第四項の延滞金に関する書類の送達に準用する。  
(報告及び検査)

**第一百四十四条** 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、鉱業権者若しくは租鉱

2 権者からその業務の状況に関する報告を徴し又はその職員にその事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査せることができる。

関して報告若しくは資料の提出を命じ、又はそこの職員にその事業所、事務所若しくは自動車等若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、その行為の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができま

る。  
3 前二項の規定により立入検査をする職員は  
その身分を示す証票を携帯し、関係人に提示し  
なければならない。

は、犯罪検査のために調べられたものと解してはならない。

三 偽りその他不正の行為により鉱業権の設定  
又は移転の許可を受けた者  
2 第百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 第百条の二第一項又は第百条の四第一項の

規定に違反して探査を行つた者  
二 偽りその他不正の行為により第百条の二第

一項又は百条の四第一項の許可を受けた者  
三百四十九条 第百条の六の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十三条第三項（第八十七条において準用する場合を含む。）又は第六十三条の二第二項の規定に違反した者

二 第六十四条（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して鉱物を掘採した者

四 第百二十条の規定による命令に違反して事業を停止しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三百六十万円以下の罰金に処する。

一 第六十九条又は第七十条（第八十七条における規定に違反して適用する場合を含む。）の規定に違反したもの

三 第百条の二第四項の規定に違反して証言書を携帯しないで探査を行つた者

四 第百条の七第一項の規定により付された条件に違反した者

五 第百条の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第百二条の規定に違反して書面を携帯せしめ

検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	第百五十二条 法人の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。
又は人の業務に関し、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対し当該各号に定める罰金刑を、その代理人、使用人その他の従業者が、その法人に対して各本条の罰金刑を科する。	第一百四十七条第一項 一億円以下の罰金刑 第二百四十七条第二項及び第二百四十八条から五百十条まで 各本条の罰金刑
附 則	
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。	1 第百四十七条第一項 一億円以下の罰金刑 2 第百四十七条第二項及び第二百四十八条から五百十条まで 各本条の罰金刑

鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）	1 この法律は、新法施行の日から施行する。
砂鉱法（明治四十二年法律第十三号）	2 左に掲げる法律は、廃止する。
附 則（昭和二十六年六月九日法律第二二〇号）	鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）
（施行期日）	砂鉱法（明治四十二年法律第十三号）
第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。	附 則（昭和二六年六月九日法律第二二二〇号）

第十三条 この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお従前の例による。（調停委員となるべき者の選任等）	1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。
第十四条 この法律施行前に從前の法律の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、この法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。	2 第百四十七条第一項 一億円以下の罰金刑 2 第百四十七条第二項及び第二百四十八条から五百十条まで 各本条の罰金刑
（従前の調停事件）	附 則（昭和二十六年六月九日法律第二二二〇号）
第一条 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。	（施行期日）

第五条 土地の所有者がこの法律の施行の日から三月以内にウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、その所有（罰則の適用）	1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。
第十五条 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	2 第百四十七条第一項 一億円以下の罰金刑 2 第百四十七条第二項及び第二百四十八条から五百十条まで 各本条の罰金刑
（ウラン鉱及びトリウム鉱の掘採）	附 則（昭和三十一年七月一日から施行する。）
第二条 この法律の施行の際現にウラン鉱若しくはトリウム鉱を掘採している者又はその承継人	1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

は、この限りでない。

第五条 土地の所有者がこの法律の施行の日から三月以内にウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、その所有

（重複する鉱区の鉱業権等）

第六条 附則第三条又は第四条の規定により試掘権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第七条 附則第三条若しくは第四条の規定による鉱業権の設定の出願に係る掘採区域若しくは権利を行使することができる土地の区域又は附則

第三条、第四条若しくは前条第一項の規定によりその設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第八条 鉱業権者は、その鉱区が附則第三条若しくは第四条の規定による鉱業権の設定の出願に

係る掘採区域若しくは権利を行使することができ

る土地の区域又は附則第三条、第四条若しく

は第六条第一項の規定によりその設定の出願を

し、当該土地の区域について前条の規定によるウラン鉱又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出願が許可されたときは、同法第十六

条、第二十九条又は第三十条の規定については、この限りでない。

（重複する鉱区の鉱業権等）

第二十七条の規定にかかわらず、他の出願（前

二条又はこの条の規定による出願、この法律の

規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生

の日から適用する。

経過した日から施行する。但し、附則第三項の

規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生

の日から適用する。

第十四条第二項及び第三十二条の規定は、その

規定によつて許可がその効力を失うまで、又は

又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の出

願をした場合において、出願の却下若しくは不

許可の通知を受けるまで、鉱業法第四十三条の

規定によつて許可がその効力を失うまで、又は

又はトリウム鉱を目的とする鉱業権の設定の登

録があるまで、当該出願の区域について、また同様とする。

（優先権）

第三条 この法律の施行の日の六月以前から引き

る者又はその承継人がこの法律の施行の日から

三月以内にウラン鉱又はトリウム鉱を目的とす

る鉱業権の設定の登録を得たときは、当該出願

には、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第六条 附則第三条又は第四条の規定により試掘

権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第十六条及び第三十条の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第十六条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第十七条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第十八条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第十九条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第二十条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第二十一条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第二十二条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第二十三条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第二十四条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第二十五条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第二十六条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。

（重複する区域の出願等）

第二十七条 附則第三条若しくは第四条の規定による

鉱業権の設定の出願をし、その設定の登録を得た者

がその試掘鉱区と重複してウラン鉱又はトリウム

鉱を目的とする採掘権の設定の出願をしたとき

は、鉱業法第十四条第二項の規定は、適用しない。



(施行期日等)  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分等に関する経過措置)  
**第十六条** この法律の施行前にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会がした処分その他の行為は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律は又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会がした処分その他の行為とみなす。  
この法律の施行現にこの法律による改正前の法律の規定により土地調整委員会又は中央公害審査委員会に対してされてされている申請その他の手続は、政令で別段の定めをするものを除き、この法律又はこの法律による改正後の法律の相当規定により、公害等調整委員会に対してされた手続とみなす。  
**附 則** (昭和五三年四月二十四日法律第二七号) 抄  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
**附 則** (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄  
(施行期日)  
1 この法律は、民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の施行の日(昭和五十五年十月一日)から施行する。  
(経過措置)  
2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。  
3 前項の事件に関し執行官が受けける手数料及び支払又は償還を受けれる費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。  
**附 則** (昭和五六年五月一九日法律第四五号) 抄  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 この法律は、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成五年一月一二日法律第八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。  
(諮詢等がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るもの）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。  
(政令への委任)

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年一月二一日法律第一〇五号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
附 則（平成一九年五月一四日法律第四三号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。  
附 則（平成一九年七月一六日法律第一〇二号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十一条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第六〇号) 抄  
（施行期日）  
一六〇号

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定められる日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄  
（施行期日）  
五号

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。  
(罰則の適用に関する経過措置)

第八十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第八十五条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(罰則に関する経過措置)

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第六五号) 抄  
（施行期日）  
一五二号

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）の施行の日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(その他の経過措置の政令への委任)

第五条 前三条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）  
**（一号）抄**  
第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。（その他の経過措置の政令への委任）  
第四条 前二条に定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。  
附 则 （平成一六年六月九日法律第八四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。  
附 则 （平成一六年六月九日法律第九四号）抄  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七条及び第二十八条の規定は公布の日から、附則第四条第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五条並びに第六条の規定は平成十六年十月一日から施行する。  
（处分等に関する経過措置）  
第二十六条 この法律の施行前に改正前のそれまでの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれまでの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれまでの法律の相当の規定によってしたものとみなす。（罰則の適用に関する経過措置）  
第二十七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（政令委任）  
第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年一〇月二一日法律第  
一〇二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条规定特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条规定決済制度等の改革による証券市場の整備ための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二三年七月二二日法律第八四号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十五条の規定は、公布の日から施行する。（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** この法律の施行前に設定の登録がされた鉱業権（以下「旧鉱業権」という。）のうち石油を目的とする試掘権の存続期間については、第一条の規定による改正後の鉱業法（以下「新鉱業法」という。）第十八条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

**第三条** 旧鉱業権のうち新鉱業法第六条の二に規定する特定鉱物（以下単に「特定鉱物」といいう。）を目的とする鉱業権は、新鉱業法第二十条第一項の規定による設定を受けて鉱業権となつたものとみなす。

この法律の施行の際現にされている第一条の規定による改正前の鉱業法（以下「旧鉱業法」という。）第二十一条第一項の規定による鉱業権の設定の出願であつて、特定鉱物を目的とする鉱業権の設定に係るものは、新鉱業法第二十条第一項の規定によりされた出願とみなす。

第一項の規定により新鉱業法第二十一条第一項の規定による試掘権の設定を受けたとみなされた試掘権者は又は前項の規定により同条第一項の規定による試掘権の設定の出願をした者とみなし。

なされて同項の規定による試掘権の設定を受けた試掘権者は、同項の規定にかかるわらず、同項の規定による採掘権（当該試掘鉱区に重複して置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定、第二百二十四条规定決済制度等の改革による証券市場の整備ための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。）の設定の出願をすることができる。

第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条から第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第十二項、第六十六条第一項、第六十七条及び第九十三条第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。）の設定の出願をすることができる。

（施行期日）



る。）、同章第二節第三款、第六十五条规定（試掘に係る部分に限る。）、同章第四節（試掘に係る部分に限る。）、第五章及び第六章（試掘に係る部分に限る。）、第一百三十一条（第一号（第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第百二十条第一項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第一百三十二条第二項（試掘者に係る部分に限る。）、第一百三十三条（前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。）、第一百三十四条（試掘に係る部分に限る。）並びに第一百三十七条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

**第八条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の鉱業法（以下この項及び第三項において「新鉱業法」という。）第二十九条第一項第八号、第四十条第一項第五号、第四十一条第三項第七号、第四十五条第二項第四号、第五十四条、第一百条の三第四号及び第一百三十三条第十号の規定の適用については、これらの規定中「貯留事業等」とあるのは「試掘」と、新鉱業法第二十九条第一項第八号中「許可貯留区域等」とあるのは「許可試掘区域」と、「第五条第一項第四号」とあるのは「第十四条第二項第二号」と、「第三条第一項」とあるのは「第二条第四項」と、新鉱業法第四十条第一項第五号、第四十一条第三項第七号、第四十五条第二项第四号及び第一百条の三第四号中「許可貯留区域等」とあるのは「許可試掘区域」とする。

この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この項及び次項において同じ。）の施行前にされた鉱業法第二十一条第一項、第三十条第一項、第三十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第一百条の二第一項又は第一百条の四第一項の規定による許可の出願又は申請であつて、この法律の施行の際許可をするかどうかの処分がなされないものについての当該処分については、なお従前の例による。

新鉱業法第五十四条（鉱業法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による鉱区

及び租鉱区（同法第七十三条に規定する租鉱区をいう。）の減少の処分並びに鉱業権（同法第五条に規定する鉱業権をいう。）及び租鉱権（同法第六条に規定する租鉱権をいう。）の取消し並びに新鉱業法第八条の五の規定による鉱業法第一百条の二第一項の許可の取消しに関する行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二十一条** この附則（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第二十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**2**

第一百三十一条（第一号（第四条第一項、第十二条第一項、第十四条第一項及び第百二十条第一項に限る。）に係る部分に限る。）、第一百三十二条第二項（試掘者に係る部分に限る。）、第一百三十三条（前号に掲げる規定及び第十条第一項に係る部分を除き、試掘に係る部分に限る。）、第一百三十四条（試掘に係る部分に限る。）並びに第一百三十七条第二項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）並びに附則第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十七条及び第十九条から第二十一条までの規定公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）

**第八条** 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における前条の規定による改正後の鉱業法（以下この項及び第三項において「新鉱業法」という。）第二十九条第一項第八号、第四十条第一項第五号、第四十一条第三項第七号、第四十五条第二項第四号、第五十四条、第一百条の三第四号及び第一百三十三条第十号の規定の適用については、これらの規定中「貯留事業等」とあるのは「試掘」と、新鉱業法第二十九条第一項第八号中「許可貯留区域等」とあるのは「許可試掘区域」と、「第五条第一項第四号」とあるのは「第十四条第二項第二号」と、「第三条第一項」とあるのは「第二条第四項」と、新鉱業法第四十条第一項第五号、第四十一条第三項第七号、第四十五条第二项第四号及び第一百条の三第四号中「許可貯留区域等」とあるのは「許可試掘区域」とする。

この法律（附則第一条第三号に掲げる規定については、当該規定。以下この項及び次項において同じ。）の施行前にされた鉱業法第二十一条第一項、第三十条第一項、第三十九条第一項、第四十一条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第一百条の二第一項又は第一百条の四第一項の規定による許可の出願又は申請であつて、この法律の施行の際許可をするかどうかの処分がなされないものについての当該処分については、なお従前の例による。

新鉱業法第五十四条（鉱業法第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による鉱区

**3**

（鉱業法の一部改正に伴う経過措置）